

「第5次長崎県DV対策基本計画」(素案)に対する
パブリックコメントの募集結果について

「第5次長崎県DV対策基本計画」(素案)について、パブリックコメントを実施したところ、貴重なご意見を賜り、厚く御礼申し上げます。

お寄せいただいたご意見に対する県の考え方について、以下のとおり、公表いたします。

記

- 1 募集期間 令和2年12月28日～令和3年1月18日(22日間)
- 2 募集方法 郵送、FAX、電子メール
- 3 閲覧方法 県ホームページ掲載、県こども家庭課、
県政情報コーナー(県民センター内)、
各振興局行政資料コーナー(長崎振興局を除く)
- 4 意見件数 9件(1団体)
- 5 意見への対応区分の内容

対応区分	内容	件数
A	素案に修正を加え反映させたもの	
B	素案に既に盛り込まれているもの 素案の考え方や姿勢に合致し、今後、実施・遂行の中で反映・検討していくもの	8
C	今後検討していくもの	
D	反映が困難なもの	
E	その他(ご提案・ご意見として承るもの)	1

6 意見の要旨及び県の考え

	意見の要旨	対応区分	県の考え
1	第4章「施策の展開」「1暴力を許さない社会づくり」「(1)DV防止のための教育啓発」「③学校における教育」について、学校におけるDV予防教育は、県と各市町の教育委員会との連携で、中学校でも人権教育の一環として実施できるようにしてもらいたい。	B	中学校・高等学校等におけるDV予防教育については、DVを未然に防ぐために非常に重要と考えております。中学校のDV予防教育は、各市町において、実施していることから、県としては、より多くの中学校において予防教育が実施されるよう、各市町へのテキストやリーフレットの提供等について検討してまいります。
2	第4章「施策の展開」「1暴力を許さない社会づくり」「(2)加害者更正等の調査研究」(現状と課題)について、「加害者対策の実施に向けて取り組む必要があります」となっていますが、今後5年間のうちには、ぜひ予算化して具体的な取り組みの開始を目指してもらいたい。	B	加害者対策については、国において、来年度、行政と団体が連携してDV加害者プログラムを実施する事業を試行的に行い、その効果を検証することとしており、こうした国の動向を踏まえながら、適切に対応してまいりたいと考えております。
3	第4章「施策の展開」「1暴力を許さない社会づくり」「(2)加害者更正等の調査研究」[施策の展開]①と②について、①「加害者更生プログラム研究等の情報収集」、②「加害者更生のための対応の手段の研究」となっているが、施策の展開としては、具体的な加害者更生プログラム等の実施をしてもらいたい。	B	来年度、国が実施するDV加害者プログラムの検証事業の対象地区に応募しているところであり、検証結果等、国の動向を踏まえながら、適切に対応してまいりたいと考えております。
4	第4章「施策の展開」「2安心して支援が受けられる相談体制の整備」「(1)県配偶者暴力相談支援センターの機能強化」「①長崎・佐世保支援センターの機能強化」について、相談員の待遇改善、人員増をし、一時保護中ではなくても、心理支援と同行支援を含むアドボケイト等を充実してほしい。	B	支援が必要な当事者に対しては、心理支援、同行支援も含め一時保護中ではなくても必要に応じて対応してまいりたい。
5	第4章「施策の展開」「2安心して支援が受けられる相談体制の整備」「(1)県配偶者暴力相談支援センターの機能強化」「②休日・夜間の相談体制の検討」について、平日の面接相談が困難な当事者については、せめて予約制等でもいいので面接相談を実施してほしい。	B	平日の面接相談が困難な当事者については、必要に応じて土日の面接相談を実施してまいります。

6	<p>第4章「施策の展開」「2安心して支援が受けられる相談体制の整備」「(5)職務関係者の資質の向上」「②研修の充実」について、特に新任と思われる裁判所調停委員については、DVについての基礎的な知識すらない委員がいて、当事者が二次被害を受けることがある。裁判所との連携を図り、研修を実施してほしい。</p>	B	<p>DVも含め、業務に関する研修は実施しているとのことであり、DVに関する内容について、資料の提供等を行ってまいりたいと考えております。</p>
7	<p>第4章「施策の展開」「3緊急かつ安全な保護体制の整備」「(2)一時保護体制の充実」(現状と課題)について、一時保護所の退所者から、心理検査をされたが、カウンセリングのような心理ケアがなかったという声をよく聞く。検査の結果について現状の説明をされた時に、自分を否定されたような気持ちになり辛かったそうである。入所者をエンパワーするような心理支援を充実してほしい。</p> <p>LGBTの場合、性自認が女性の場合の一時保護についても具体的な一時保護について記載をしてほしい。</p>	B	<p>一時保護中の心理判定時には、これまでも当事者に配慮した対応を行ってまいりましたが、ご意見を踏まえ、今後更なる配慮に努めてまいります。</p> <p>LGBTの一時保護については、ケース数がほとんどなく、状況も様々であることから必要に応じてケースごとに判断してまいります。</p>
8	<p>第4章「施策の展開」「4被害者の自立を支援する環境整備」「(3)支援制度の情報提供とワンストップ化の推進」について、行政の手続きをする場合、以前よりワンストップ的な場面が増えてはいるが、住民票を移さずに、住民票地ではない居所の市町で手続きをする場合、スムーズにいかない場合が多い。</p> <p>支援措置をかけても安全性が危惧されたら、住民票の移動をしない場合があるので、住民票地ではない居所での行政の手続きでも、ワンストップ化を図ってほしい。</p>	B	<p>住民票を移動しない場合も含め、スムーズな行政手続きについて、県の配偶者暴力相談センターが実施する婦人相談員等研修会の中で取り上げてまいりたいと考えております。</p>

9	<p>第4章「施策の展開」「5 関係機関の連携による推進体制の整備」「(2)民間団体等との協働」について、本題から外れていると思いますが、雇用関係ではない自主的活動としての支援活動を除き、雇用関係にあるスタッフの雇用待遇は、委託料の範囲ではたいへん厳しいものがある。中長期的な支援をするには現在の委託料では不十分であり、自主財源や寄附、助成金などから支出している現状なので、委託料は最低でも現状維持、できれば増額をお願いしたい。</p>	E	<p>委託料については、業務内容等を精査し、適切に対応してまいります。</p>
---	--	---	---